

学童クラブ必要利用日数変更届

年 月 日

(あて先) 日 野 市 長

申請者(保護者) 住 所 : 日野市

氏 名

下記のとおり、学童クラブ必要利用日数に変更が生じたので届け出ます。

記

- 1 学童クラブ名 学童クラブ
- 2 児 童 氏 名 (学 年)
- 3 申 請 理 由 _____
- 4 変 更 の 日 数 変更前の日数 1 週間あたり 日利用
変更後の日数 1 週間あたり 日利用
- 5 変 更 開 始 月 年 月より

6 注 意 事 項

- ② 変則勤務がある場合は、平均的な日数をご記入ください。
- ② 勤務状況に変更があった場合は、子育て課に就労証明書をご提出ください。
- ③ 変更を希望する月の末日までにご提出ください。

受 付 者		決	係	館長 (係長)	課長補佐
連 絡	入 力	裁			

----- きりとり -----

学童クラブ必要利用日数変更決定通知書

年 月 日

様

日野市長

先に届出のありました学童クラブ必要利用日数につきましては、右記のとおり決定しましたので通知します。

児 童 氏 名		学 年	年 生
学童クラブ名	学童クラブ		
決 定 内 容	変更後の必要利用日数	日	
	変更開始の月	月より変更	

(裏面に教示文あり)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、書面で日野市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。
- 2 この決定の取消しを求める訴え（処分の取消しの訴え）は、上記1の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。